

釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、本市の豊かな自然環境や生物多様性、優れた景観を将来の世代に継承していくため、太陽光発電施設の設置に関し必要な事項等を定め、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等)及びその付属設備で、出力10kW以上の発電施設(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期、又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10kW以上となる場合を含む。)をいう。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置する事業又は太陽光発電設備を設置するために行う事業をいう。
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 太陽光発電施設を設置する者及び太陽光発電施設の譲渡・承継を受けた者をいう。
- (5) 事業区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。
- (6) 希少な野生動植物 絶滅のおそれのある野生動植物のうち次のことをいう。
 - ア 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で指定する種
 - イ 国や地方公共団体が指定する天然記念物
- (7) 近隣住民 事業区域の近隣の土地若しくは家屋の所有者、居住者又は使用者及び事業区域に関係する自治会等の代表者をいう。

(対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4条 設置者は、太陽光発電施設の設置に当たって、太陽光発電施設設置に係る関係法令等の規制に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

(設置するのに適当でないエリア)

第5条 設置者は、事業区域の全部又は一部が別表1「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設設置に係る関係法令等に該当するか

否かにかかわらず、当該計画が周辺の自然環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6条 設置者は、太陽光発電施設の設置に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 希少な野生動植物と優れた景観の保全に配慮すること。

ア キタサンショウウオ (*Salamandrella keyserlingii*) やチュウヒ (*Circus spilonotus*) をはじめとした事業区域に生息する希少な野生動植物の生息・生育状況の把握に努め、地域の有識者や専門家などに助言・指導を求め、希少な野生動植物の保全に向け適切な対策を講じること。

イ 主要な展望地、利用動線等からの眺望を阻害しないよう、眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討すること。

ウ 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の景観に支障をきたさないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。

エ 事業ごとの太陽光発電施設による影響だけでなく、一定の地域に複数の事業が集中する累積的影響についても考慮すること。

(2) 各種法令・ガイドライン等に適合した施設とすること。

ア 太陽光発電施設の構造は、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)等に基づき、各種技術基準に適合すること。

(3) 適切な運用・管理を行うこと。

ア 太陽光発電施設の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を講じること。

イ 太陽光発電施設の維持管理に必要な除草については、生息・生育する動植物保護のため、除草剤や殺虫剤、融雪剤、土壌硬化剤等の使用は控え、必要最小限度の草刈りに留めること。ただし、市街地においては近隣住民の生活に配慮した上で、除草等の環境整備に努めること。

ウ 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

エ 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、太陽光発電施設の廃止に伴う太陽光パネル等の撤去に要する経費等を計画的に調達・手配すること。

オ 太陽光発電施設を廃止する場合は、設置者の責任により、関係法令等に基づき速やかに撤去等の対応をすること。撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じて適切に事業区域を処理し、周辺の生活環境等に影響が及ばないように配慮すること。

カ 事業を譲渡・承継する場合は、把握している若しくは予想されうる運用・管理状況

及び廃止の条件等について、責任をもって引き継ぐこと。

(4) 適切な災害対策を講じること。

ア 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時等には、施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。

イ 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に、速やかに対応できるよう関係行政機関等の連絡先を含めた緊急連絡体制を整備すること。

(5) 近隣住民との協調を保ち、周辺環境との調和を図ること。

ア 法令上問題がない地域でも、災害発生のリスク、優れた景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、関係者と十分に協議し、近隣住民及び周辺環境に配慮した適切な対策を講じること。

イ 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、近隣住民の良好な生活環境を害することがないように、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等の必要な措置を講じること。

ウ 工事の際の工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、近隣住民から、さらなる安全確保についての要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(近隣住民に対する説明会等の実施)

第7条 設置者は、太陽光発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかになった時点で、近隣住民に対する説明会等を実施し、事業内容(施設概要、設置工事計画、認定期間後の施設の方針等)や設置に伴う地域への影響とその対応、その他近隣住民の求める事項等を周知するものとする。この際、近隣住民から出された要望・意見等に対しては、書面で説明を行うなど誠意をもって対応するものとする。

(太陽光発電施設に係る届出)

第8条 設置者は、太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに、釧路市太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に事業区域の位置図や環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシートその他市長が必要と認める資料を添付し、市長に届け出るものとする。

2 設置者は、設置工事が完了したときには、完了した日から14日以内に釧路市太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。

3 設置者は、届出対象太陽光発電施設の内容を変更し、又は事業を譲渡・承継・廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、釧路市太陽光発電施設変更・廃止届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

(報告)

第9条 市長は、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、このガイ

ドラインに定めるもののほか必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第10条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

1 このガイドラインは、令和5年7月1日から施行する。

2 このガイドラインの施行の日(以下「施行日」という。)から、令和5年8月29日までに工事に着手する太陽光発電施設における第8条第1項の「太陽光発電施設の工事に着手する日の60日前までに」及び令和5年7月30日までに変更又は事業を譲渡・継承・廃止する太陽光発電施設における第8条第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。

3 このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めることとし、第8条第1項の規定は適用しない。

4 このガイドラインは、令和8年1月1日以後に設置事業(釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例(令和7年釧路市条例第37号)第2条第2号に規定する設置事業をいう。)に着手する太陽光発電施設の設置者には、適用しない。

附 則

このガイドラインは、令和7年12月26日から施行する。

別表1 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア(区域の名称等)	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難となるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
自然公園法	国立公園のすべての区域	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は自然環境や景観へ与える影響が大きい。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区 自然景観保護地区 記念保護樹木	自然や景観に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	国内希少野生動植物種の産卵地、繁殖地、餌場等、特に重要な区域として、工作物の設置等、一定の開発行為が制限されている。
北海道自然環境等保全指針	すぐれた自然地域	優れた自然の特徴を有する地域であり、保護と利用に当たって特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域 (阿寒町布伏内周辺)	水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るための措置として、公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある。
農地法	甲種農地、採草放牧地、第1種農地及び採草放牧地	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、一部の例外を除き、農業以外の土地利用が厳しく制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川管理施設等を損傷させるおそれがある。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
砂防法	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
都市計画法	風致地区	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
景観法	景観計画重点区域 景観形成推進区域	市町村景観計画の景観計画区域のうち、重点的・計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある区域であり、きめ細かく景観形成を図るため、より厳しい制限を設けている。
釧路市景観条例	景観計画重点区域 景観形成推進区域	景観計画区域内で特に良好な景観づくりを進める必要がある。
釧路港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区(商港区、工業港区、特殊物資港区、漁港区、保安港区、修景厚生港区)	臨港地区内において分区指定されている区域にあっては、太陽光発電施設の設置は原則規制の対象となる。
文化財保護法	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
北海道文化財保護条例	北海道指定有形文化財、北海道指定有形民俗文化財及び北海道指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な道民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
釧路市文化財保護条例	釧路市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす範囲	復元が不可能な市民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域	津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、慎重な検討が必要である。
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区	環境緑地として維持又は造成する必要がある。

(様式第1号)

釧路市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

(あて先) 釧路市長

届出者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	釧路市
敷地面積	m ²
出力※1	kW
設置者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 連絡先担当者 所属 役職 氏名 電話番号
工事着手予定年月日	年 月 日
稼働開始予定年月日	年 月 日
住民説明会等の概要	別紙のとおり※2
関係機関との協議状況	別紙のとおり※3
参考資料	別添のとおり※4

※1 出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。

※2 住民説明会や住民説明を行った年月日、場所、発言の概要、近隣住民から出された要望・意見等への対応内容を記載した資料を作成し、別紙としてください。

※3 関係機関等との協議状況を記録した資料を作成し、別紙としてください。

※4 事業区域の位置図、環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシート、環境保全措置の内容が分かる資料等その他必要な資料を添付してください。

(様式第2号)

釧路市太陽光発電施設設置工事完了届出書

年 月 日

(あて先) 釧路市長

届出者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第8条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	釧路市
敷地面積	m ²
出力※1	kW
設置者	住所 氏名 (法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号
完了年月日	年 月 日
稼働開始年月日	年 月 日
参考資料	別添のとおり※2

※1 出力を小数1桁(小数第2位切捨て)まで記載してください。

※2 工事記録、工事写真、実際に行った環境保全措置の内容が分かる資料、その他市長が必要と認める書類を添付してください。

(様式第3号)

釧路市太陽光発電施設変更・廃止届出書

年 月 日

(あて先) 釧路市長

届出者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第8条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称※1		
設置場所※1	釧路市	
変更の内容※2	変更前	
	変更後	
変更・廃止の予定年月日	年 月 日	
参考資料	別添のとおり※3	

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあつては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 設置者の住所・氏名、太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、出力又は設置者の住所・氏名(法人代表者の氏名を除く。)を変更する場合にあつてはその内容を記載してください。

※3 事業区域の位置図、環境省の環境配慮ガイドラインのチェックシート、関係機関との協議状況、実際に行った環境保全措置の内容が分かる資料、その他変更の内容に応じて必要な資料を添付してください。

参考 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

【2023.7.1現在】

法令名 (条番号)	法規制等の対象となる行為 (主なもの)	手続区分	問合せ・手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		釧路市市民環境部環境保全課環境管理担当 (0154-31-4535)
海岸法 (7、8、37の4、37の5)	海岸保全区域における占用、行為の制限 一般公共海岸における占用、行為の制限 [行為の制限] ・土石の採取 ・他の施設等の新設、改築 ・土地の掘削、盛土、切土 等	許可	北海道釧路総合振興局産業振興部農村振興課 (0154-43-9231) 【釧路港海岸の海岸保全区域の場合】 釧路市水産港湾空港部港湾空港課港湾空港担当 (0154-53-3371)
国土利用計画法(23)	次に該当する土地の所有権売買等 ・市街化区域:2,000㎡以上 ・市街化調整区域:5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域:10,000㎡以上	届出	釧路市住宅都市部都市計画課都市計画担当 (0154-31-4555)
電気事業法	出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合や、出力に関わらず敷地外に渡って電線路を設置する場合等 ・電気主任技術者の選任(自社選任、許可、兼任、外部委託等) ・保安規程の届出 ・工事計画書の届出(※2,000kW以上)	届出等	経済産業省北海道産業保安監督部電力安全課 (011-709-2311)
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力1,000kW以上の太陽光発電設備を設置する場合 ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する1,000kW以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。 太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。	近隣への配慮	北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 (0154-43-9183)
環境影響評価法	一定規模以上の太陽電池発電所を設置等する場合、環境アセスメントの対象となります。	環境アセスメント手続	経済産業省産業保安グループ電力安全課環境アセス係 (03-3501-1742)
北海道環境影響評価条例	開発の内容によっては環境アセスメントの手続が必要となる場合があります。	環境アセスメント手続	北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係 (011-204-5981)
騒音規制法(6)	一定規模以上の空気圧縮機及び送風機等の特定施設を設置する場合	届出	釧路市市民環境部環境保全課環境管理担当 (0154-31-4535)
振動規制法(6)	一定規模以上の圧縮機等の特定施設を設置する場合	届出	釧路市市民環境部環境保全課環境管理担当 (0154-31-4535)
土壤汚染対策法(4)	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が3,000㎡以上 ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大50cm未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散及び流出を伴わない場合を除きます。	届出	北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課水環境係 (011-204-5193)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課産業廃棄物係 (011-204-5199)
自然公園法 (20、21、33)	釧路湿原国立公園及び阿寒摩周国立公園内における次の行為 ・建築物や工作物の新築、改築及び増築 ・広告物の掲出、設置及び表示 ・土地の形状変更 ・木竹の伐採 等	許可・届出	釧路自然環境事務所 釧路湿原自然保護官事務所 (0154-56-2345) 阿寒湖管理官事務所 (0154-67-2624)
北海道自然環境等保全条例(25)	北海道知事が指定する環境緑地保護地区等における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質変更 ・木竹の伐採	届出	釧路市市民環境部環境保全課自然保護担当 (0154-31-4594)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (8、9、29)	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の行為 ①国指定鳥獣保護区内の希少鳥獣及びかすみ網を用いた捕獲 ②上記以外の捕獲	許可・届出	①釧路自然環境事務所野生生物課 (0154-32-7500) ②北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 (0154-43-9151)
	鳥獣保護区特別保護地区における次の行為 ・建築物その他の工作物の新築、改築及び増築	許可	

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	釧路自然環境事務所野生生物課 (0154-32-7500)
北海道生物の多様性の保全等に関する条例(47)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	許可	北海道環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係 (011-204-5203)
農地法(4、5)	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用) 農地を農地以外のものにした、採草放牧地を採草放牧地以外のものにした、ために行う次の行為 ・所有権の移転 ・賃借権、地上権、質権及び使用貸借権の設定や移転	許可(市街化区域の場合は届出)	釧路市農業委員会事務局 (0154-31-4596)
農業振興地域の整備に関する法律(15の2)	市町村農業振興地域整備計画における農用地区域指定(原則、太陽光発電施設の設置を目的とした除外申出はできません。)	計画変更	釧路市産業振興部農林課農林振興担当 (0154-31-2552)
森林法(10の2、10の7の2、10の8)	地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)で0.5haを超えて行われる土石や樹根の採取、開墾その他の土地の形質の変更	許可	北海道釧路総合振興局産業振興部林務課森林保全係 (0154-43-9206)
	・地域森林計画対象の民有林について、新たに森林の土地の所有者となること ・地域森林計画対象の民有林内(保安林及び保安施設地区の森林を除く)における立木の伐採	届出	釧路市産業振興部農林課農林振興担当 (0154-31-2552)
道路法(32)	道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用)	許可	【国道】釧路開発建設部釧路道路事務所 (0154-41-8101) 【道道】北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 (0154-23-1565) 【市道】釧路市都市整備部道路河川課管理担当 (0154-31-4558)
道路法(47の2)	通行する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両を通行させるとき(限度超過車両の通行許可等)	許可	【国道】釧路開発建設部釧路道路事務所 (0154-41-8101) 【道道】北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 (0154-23-1565) 【市道】釧路市都市整備部道路河川課管理担当 (0154-31-4558)
河川法(23~27、55)	河川区域内における次の行為 ・河川の流水の占用(取水等) ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等 ・土地の掘削等 河川保全区域内における行為の制限 ・土地の掘削、盛土又は切土その他の土地の形状の変更 ・工作物の新築又は改築	許可	【1級河川】釧路開発建設部釧路河川事務所 (0154-21-5500) 【2級河川】北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業課 (0154-23-1565) 【準用河川】 釧路市都市整備部道路河川課河川担当 (0154-31-4591)
釧路市普通河川管理条例	普通河川において次に掲げる行為 ・普通河川の流水の占用 ・河川敷地の占用 ・普通河川における工作物の新築、改築又は除却 ・河川敷地における土石又は土石以外の産出物で、規則で定めるものの採取 ・普通河川における土地の掘削、盛土、切土その他の土地の形状を変更する行為	許可	【普通河川】 釧路市都市整備部道路河川課河川担当 (0154-31-4591)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(10、24、25)	土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為(住宅、社会福祉施設、学校及び医療機関の建設)	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 (0154-23-1565)
	土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物の建築等をする場合は、構造耐力に関する基準適合や建築基準法の手続等の適用があります。	確認(建築基準法)	釧路市住宅都市部建築指導課指導防災担当 (0154-31-4569)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(7)	急傾斜地崩壊危険区域内における次の行為 ・工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘削又は盛土 ・立竹木の伐採	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 (0154-23-1565)

砂防法、北海道砂防法施行条例(3)	砂防指定地内における次の行為 ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の伐採 ・建築物その他の工作物の新築、改築等	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 (0154-23-1565)
地すべり等防止法(18)	地すべり防止区域内における次の行為 ・のり切又は切土 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で、政令で定めるもの	許可	北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課 (0154-23-1565)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(10、11)	特定建設資材を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの) ・建築物(床面積の合計が80㎡以上に限る)の解体工事 ・建築物(床面積の合計が500㎡以上に限る)の新築及び増築工事 ・建築物の修繕及び模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの) ・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(請負金額が500万円以上のもの)	民間工事の場合は届出 公共工事の場合は通知	釧路市住宅都市部建築指導課指導防災担当 (0154-31-4569)
都市計画法(29)	次の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)や建築行為は許可申請が必要となる場合があります。 ・市街化区域内での1,000㎡以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為又は建築行為	許可	釧路市住宅都市部都市計画課開発指導担当 (0154-31-4556)
宅地造成等規制法(8)	宅地造成工事規制区域内における土地の形質変更を行う行為	許可	釧路市住宅都市部都市計画課開発指導担当 (0154-31-4556)
景観法(16)	景観計画区域内において、景観行政団体の条例で定める一定規模を超える工作物の建設等を行う場合	届出	釧路市住宅都市部都市計画課都市計画担当 (0154-31-4554)
釧路市景観条例(18)	釧路市全域における次の行為 ・木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱その他これらに類するもので、高さが15mを超える工作物の建設等(建築物と一体となって設置される工作物にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15mを超えるもの) ・上記以外のもので、高さ8mを超える工作物の建設等	届出	釧路市住宅都市部都市計画課都市計画担当 (0154-31-4554)
建築基準法(6)	建築物や工作物の建築等をしようとする場合 ※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。	確認	釧路市住宅都市部建築指導課指導防災担当 (0154-31-4569)
港湾法(3の3、37、38の2)	・港湾計画における土地利用計画との適合 ・臨港地区内における次の行為 一定規模以上の工場又は事業場の新設又は増設 ・港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用	確認・届出・許可	釧路市水産港湾空港部港湾空港課港湾空港担当 (0154-53-3371)
釧路港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	臨港地区内の分区における建築物その他の構築物の建設等	許可	釧路市水産港湾空港部港湾空港課港湾空港担当 (0154-53-3371)
消防法(11)	危険物の貯蔵所又は取扱所を設置する場合	許可	釧路市消防本部予防課保安指導担当 (0154-23-4382)
釧路市火災予防条例	次の設備を設置する場合 ・蓄電池設備 ・変電設備 ・ロードヒーティング等のための貯油施設やボイラー ・内燃機関を原動力とする発電設備 ・消防用設備等(消火器)	管理基準等の規制・届出	釧路市消防本部予防課予防広報担当 (0154-23-0426)

<p>文化財保護法 (93、96、125)</p>	<p>・史跡名勝天然記念物(タンチョウ、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ等)に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合 ・周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築及び土木工事などの開発事業を行う場合 ・出土資料が出土したこと等による、埋蔵文化財包蔵地を発見した場合 ※なお、周知の埋蔵文化財包蔵地の近接地や事業面積が1haを超える場合は、開発事業等の調整を適切かつ円滑に行うため、該当の有無に係らず、事前の届出をお願いしています。</p>	<p>届出・許可</p>	<p>釧路市生涯学習部博物館博物館担当 (0154-41-5809)</p>
<p>北海道文化財保護条例 (14、28、35)</p>	<p>道指定有形文化財、道指定有形民俗文化財、道指定史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為</p>	<p>届出・許可</p>	<p>釧路市生涯学習部博物館博物館担当 (0154-41-5809)</p>
<p>釧路市文化財保護条例</p>	<p>文化財の現状を変更し、又はその影響を及ぼす行為</p>	<p>届出・許可</p>	<p>釧路市生涯学習部博物館博物館担当 (0154-41-5809)</p>